

**第19回 市民活動交流センター 管理運営ワークショップ
プログラム**

資料1

日時：平成27年1月21日（水）14：00～16：00

場所：本庄市役所 大会議室

プログラム

時 間	内 容	備 考
～14:00	受付 ・ 2グループに分かれます	
14:00～14:05	(1) 今日の進め方【5分】	資料1
14:05～14:20	(2) 今日のテーマに関するミニレクチャー【15分】 ・「オープン記念事業について」 } 事務局案を説明します。 ・「パンフレットについて」 }	資料2 資料3
14:20～15:00	(3) グループワーク【40分】 テーマ『オープン記念事業とパンフレットについて』 ■手順 1. 意見出し（オープン記念事業15分・パンフレット15分） 拡大印刷した事務局案に思いついた意見やアイデアを自由に書き込んでください。付箋を貼ってもかまいません。 2. グループ意見のまとめ（10分） 個々の意見を整理し、発表しやすいようにグループの意見としてまとめます。 ■注意点 ・今日のリーダーを中心に話し合いを進めます。 ・全員が発言できるように配慮しましょう。 ・時間配分に気を付け、議論漏れがないようにしましょう。 ・適宜休憩を挟みながら進めましょう。	
15:00～15:20	(4) 各グループからの発表（全体会）【20分】 ・各グループのリーダーが話し合いの過程や意見をまとめて発表します（1グループ10分程度）。 ・他グループの発表で疑問点があれば質問しましょう。	
15:20～15:50	(5) 報告【30分】 ●「本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則」 ●「カフェ出店者募集要項」 ●「ショップ出店者募集要項」 ●「市民活動支援ルーム入居団体募集要項」	資料4 資料5 資料6 資料7
15:50～16:00	(6) 次回の予定、メンバーからのお知らせ、アンケート【10分】 ・次回の予定について説明します（開催通知配布） ・メンバーからイベント等のお知らせがあればお願いします ・「なんでもアンケート」への協力をお願いします	

オープン記念事業スケジュール(案)

日 時		事 業	場 所	内 容	対 象 者 等	
5月30日(土)	9:00~12:00	準 備	各部屋	オープニングイベント準備	業者・職員・(内覧会協力団体)	
	8:30~17:15		多目的ホール等	オープン式典準備		
5月31日(日)	8:00	準 備	施設入口、多目的ホール、キッチンスタジオ等	各場所にて、オープン式典	業者・職員・(内覧会協力団体)	
	9:30~	受 付	小イベント広場		関係者(100人程度) ※業者・職員	
	10:00~11:00	オープン式典	メインエントランス前	①テープカット		
			展示ホール	②式典参加者入場時、お囃子で出迎え(山車展示3台)		
	10:00~11:00	オープン式典	多目的ホール	③記念式典	関係者(100人程度) ※業者・職員	
				1. 市長挨拶		
	2. 開設の経過報告					
	3. 来賓祝辞					
	4. 来賓紹介、祝電披露(来賓)					
	5. 愛称命名者の表彰					
	6. PR映像受賞者の表彰					
	7. PR映像の放映					
	8. 閉会					
11:00~12:00	施設内覧会	全 館	自由に見学していただく(各部屋やスペースの入口に、部屋の特徴と利用人数、利用例等の施設概要を掲示する)	式典参加者 ※業者・職員		
		キッチンスタジオ、活動室D・E	つみっこの無料配布(式典参加者対象100食)			
12:00~13:00		準備・片付け時間		施設内覧会の準備、オープン式典の片付け	業者・職員・(内覧会協力団体)	
5月31日(日)	13:00~14:00	施設内覧会	全 館	自由に見学していただく(各スペースの入口に、部屋の特徴と利用人数、利用例等の施設概要と、利用案内等を掲示する)	一般(広報、HPに掲載) ※業者・職員	
			屋外	小イベント広場		見学自由
				小公園		見学自由
			多目的ホール	見学自由		
			PRスペース	本庄ケーブルテレビの市民ニュースや市PR映像の放映、児玉郡市観光パネルの展示		
			フィットネスルーム	見学自由		
			展示ホール	山車の展示(3台)、山車やまつりを紹介するパネルの展示 お囃子の披露		
			1階	キッズルーム		利用可能
				ショップ		営業(はにぼんグッズ・地元土産品の販売)
			ホワイエ	市PRパネルの展示		
	交流スペース	利用可能				
	カフェ	営業				
	屋内大階段					
	イベントスペース	はにぼんコンサート				
	14:00~15:00	活動室A・B・C	見学自由			
		活動室D・E	つみっこを食べるスペースとして利用			
		2階	キッチンスタジオ	つみっこの無料配布(一般対象300食)		
交流スペース			利用可能			
展示スペース		登録団体の紹介				
13:00~16:00	3階	個人学習ルーム	見学自由			
		音楽スタジオA・B	見学自由			
		和室	お点前(無料)			
		活動室F・G	見学自由			
		アトリエ	見学自由			
		IT活動室	見学自由			
		作業室	見学自由			
		交流スペース	利用可能			
市民活動支援ルーム						
16:00~17:00		片付け	全 館		業者・職員・(内覧会協力団体)	

本庄市市民活動交流センター (はにぼんプラザ)

資料3

正面写真



愛称：はにぼんプラザ

本庄市のマスコットである「はにぼん」にスペイン語で広場を意味する「プラザ」を組み合わせました。覚えやすさと親しみやすさ、市民活動や市民交流の拠点として誰でも気軽に利用でき、「はにぼん」のようにみんなに愛される施設となるようにとの願いが込められています。



本庄市

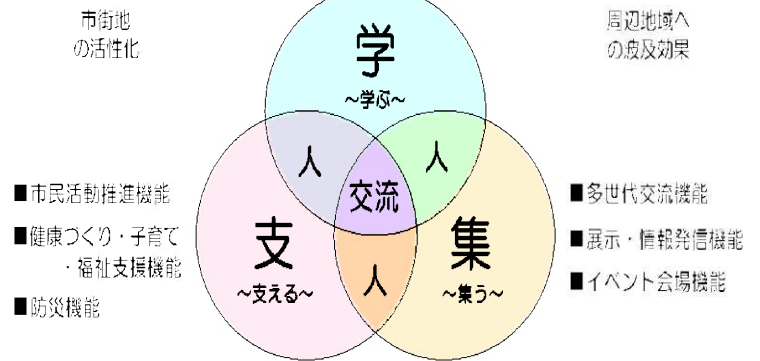
本庄市市民活動交流センターは、

市民の皆さんが主役となり活動する 市民活動・市民交流の拠点施設です。

「学ぶ」「集う」「支える」の3つの基本理念の中、7つの機能（生涯学習機能、多世代交流機能、イベント会場機能、展示・情報発信機能、市民活動推進機能、健康づくり・子育て・福祉支援機能、防災機能）を有する誰もが使いやすい施設として、人と人が出会う交流の場となります。

多種多様なニーズに対応できる部屋を設置し、さまざまな団体が利用することで、交流の輪が広がり、相乗効果による新たな出会いを創造し、まちの活気とにぎわい、周辺地域への波及効果と市街地の活性化に寄与する施設です。

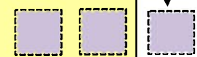
■生涯学習機能



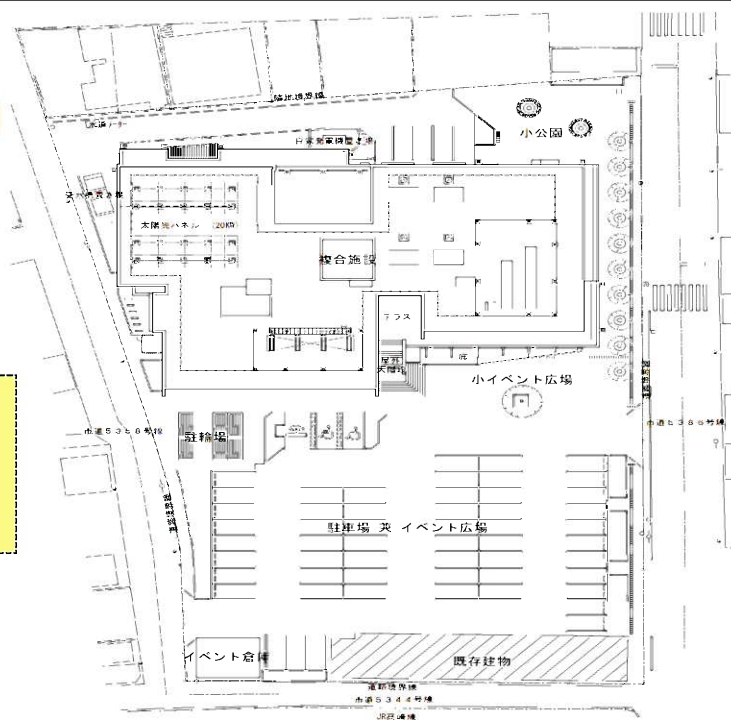
フロアガイド

3F	活動室F・G、アトリエ、IT活動室、音楽スタジオA・B、個人学習ルーム、和室、市民活動支援ルーム、作業室、交流スペースなど
2F	活動室A～E、キッチンスタジオ、交流スペース、社会福祉協議会、相談室、展示スペースなど
1F	多目的ホール、展示ホール、PRスペース、フィットネスルーム、交流スペース、市民活動フリーミーティングスペース、カフェ、ショップ、防災倉庫、赤ちゃんの駅、キッズルーム、事務室など
屋外	駐車場（イベント広場）、小イベント広場、小公園

ピクトグラムと、ポストグラムの説明を表記

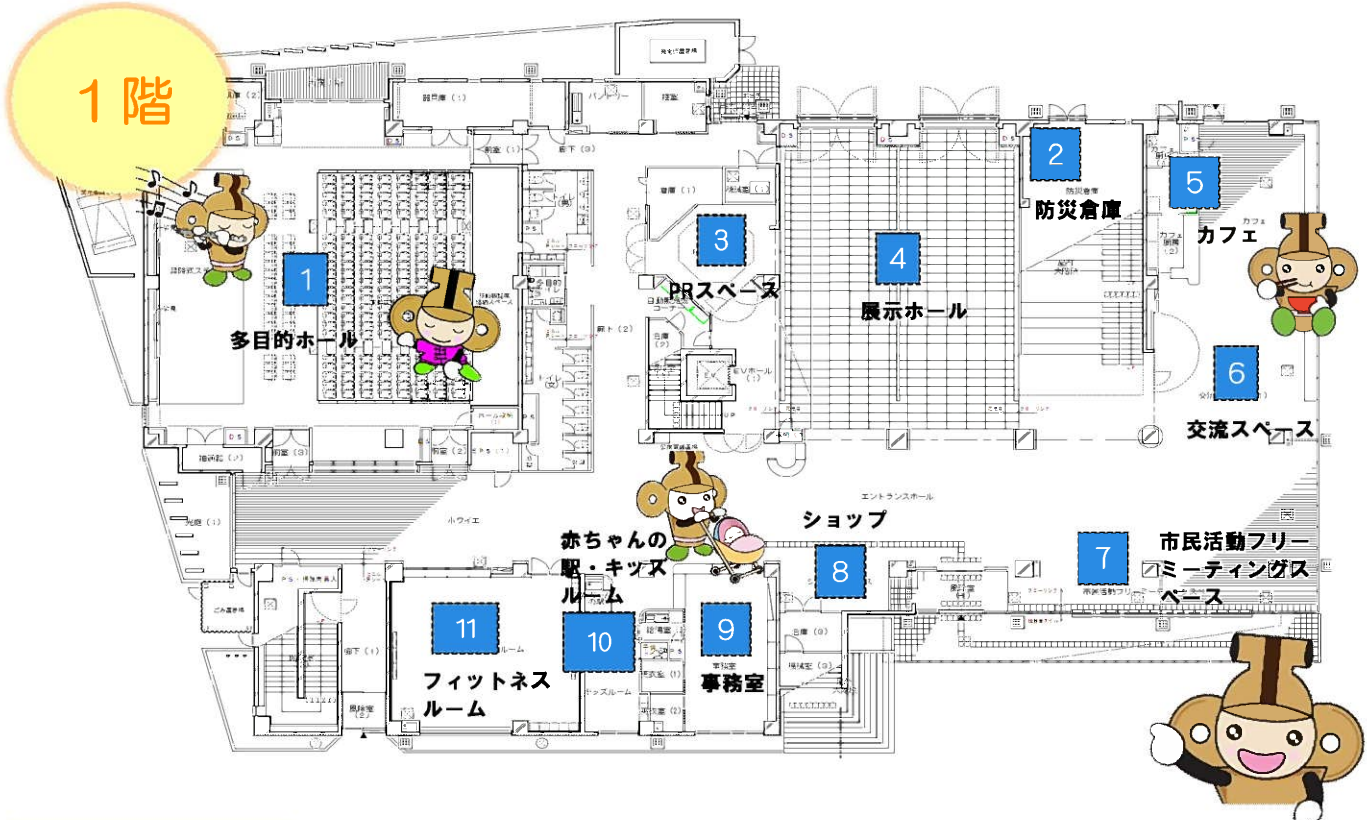


急速充電器の写真
説明文



小公園の写真
説明文

小イベント広場の写真
説明文



1 多目的ホール



定員212人
電動で移動する椅子やステージがあり、講演会や発表会、軽運動等、多目的で利用できるホールです。

7 市民活動フリーミーティングスペース

■写真の挿入

定員:36人
市民活動の情報交換、打合せ、簡単な作業等を行うことができます。

6 交流スペース

■写真の挿入

定員:24人
説明文

〇〇

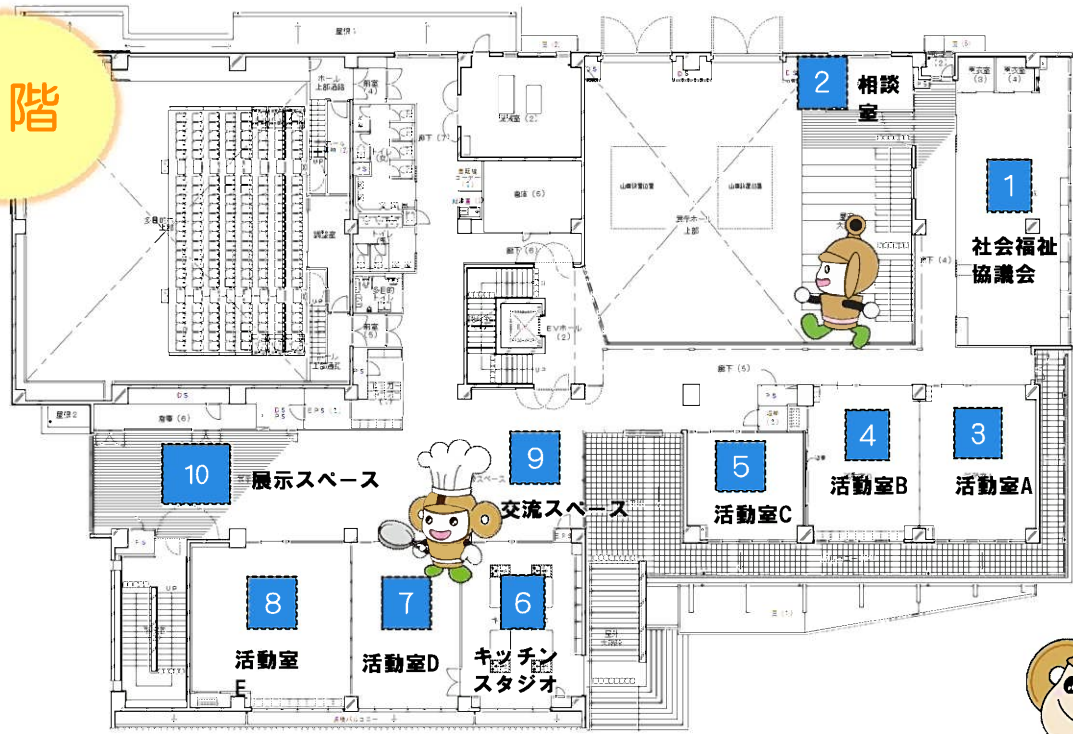
■写真の挿入

定員:24人
説明文

- 図面に番号と部屋名、ピクトグラム(絵文字)を表記
- 図面外に、番号・スペース名・写真①～⑪の合計11枚・詳細説明(定員数、部屋の用途等)を記載
- ① 多目的ホール
- ② 防災倉庫
- ③ PRスペース
- ④ 展示ホール
- ⑤ カフェ
- ⑥ 交流スペース
- ⑦ 市民活動フリーミーティングスペース
- ⑧ ショップ
- ⑨ 事務室
- ⑩ 赤ちゃんの駅・キッズルーム
- ⑪ フィットネスルーム

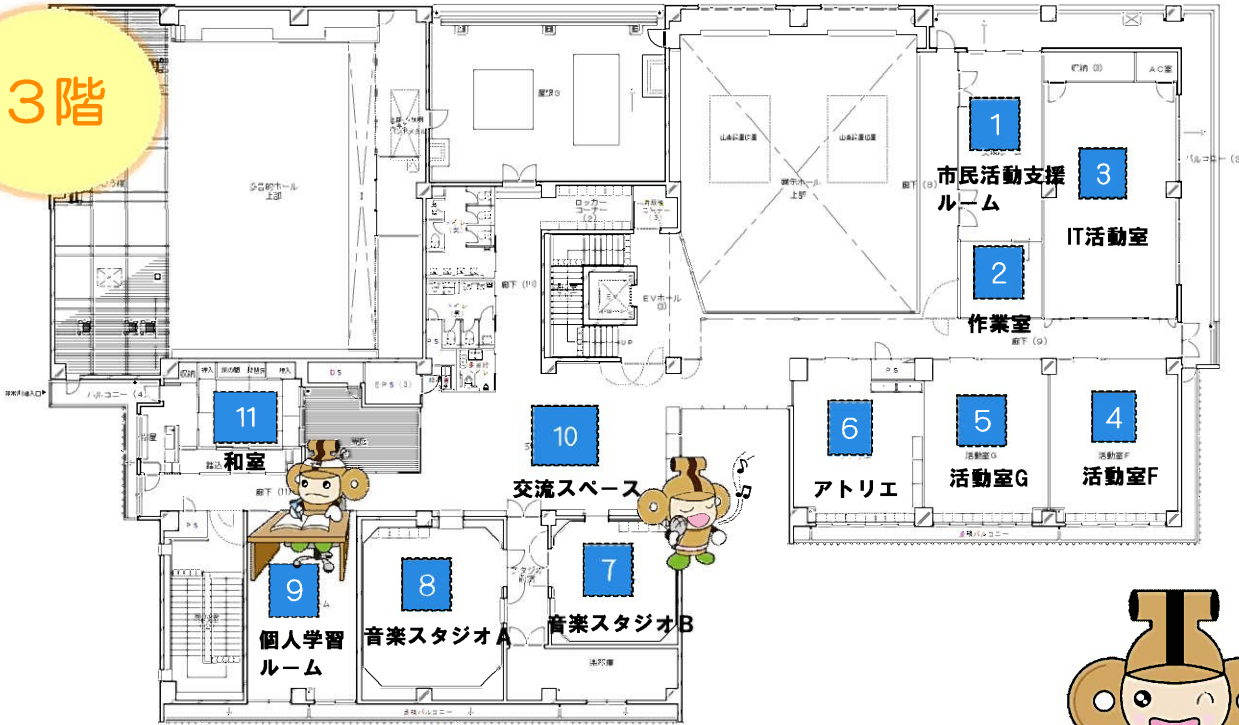
- ピクトグラムについて
- ・トイレ
 - ・エレベーター
 - ・飲料可
 - ・食事可
 - ・聴覚者対応マーク
 - ・自動販売機
 - ・禁煙
 - ・食事禁止
 - ・総合案内
 - ・コインロッカー
 - ・バリアフリー
 - ・階段
 - ・公衆電話

2階



<p>3 活動室A</p> <p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>6 キッチンスタジオ</p> <p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>
<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>
<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>		

3階



<p>1 市民活動支援ルーム</p> <p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>2 作業室</p> <p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>
<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>
<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	<p>■写真の挿入</p> <p>定員:○人 説明文</p>	

◆アクセス

地図を掲載



■電車をご利用の場合

JR本庄駅北口より徒歩〇分

■自家用車をご利用の場合

専用駐車場(無料) 73台

※センターの駐車台数には限りがございますので、ご利用の際は徒歩や自転車での来館、またはお車に乗り合わせのうえお越しいただくか、公共交通機関をご利用くださいまようご協力をお願いいたします。

本庄市市民活動交流センター(愛称:はにぽんプラザ)

◆利用時間:午前9時~午後10時

◆休館日:年末年始(12月29日~1月3日)

〒367-0052

本庄市銀座1-1-1

TEL: 0495-〇〇-〇〇〇〇

FAX: 0495-〇〇-〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇

E-mail: katudou@city.honjo.lg.jp

ホームページ: <http://www.〇〇〇〇.honjo.lg.jp/>

本庄市市民活動交流センター利用案内

◆利用時間

- ・市民活動交流センター（貸室） 午前9時～午後10時まで
- ・社会福祉協議会 午前〇時～午後〇時まで
- ・カフェ 午前〇時～午後〇時まで
- ・ショップ 午前〇時～午後〇時まで

◆休館日

12月29日から翌年1月3日まで

※市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定める場合があります。

◆利用できる方

どなたでも利用できますが、予約が必要な施設を利用できる人は、市内で市民活動を行う個人又は法人その他の団体に限られます。ただし、次の場合には、利用できません。

- ①センターの設置目的に反するとき。
- ②公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ③センターの管理上支障があると認められるとき。

◆利用方法

■予約方法

はにぼんプラザ1階窓口で『市民活動交流センター利用申請書』を記入し、提出してください。

《注意事項》

- ①使用料は、予約時にお支払いください。
- ②登録団体が、登録した利用日時を予約する場合は、登録カード（登録後郵送）を提示してください。
- ③同一利用者が同一の部屋を連続して利用することができる期間は、7日です（団体ロッカー及び倉庫を除く）。

■予約開始日

登録団体…利用する日の月の4か月前の初日

一般利用者…利用する日の月の3か月前の初日

■利用日当日

はにぼんプラザ1階窓口で『市民活動交流センター利用許可書兼領収書』を提示してください。

■予約の取消・変更

予約内容に変更・取消が生じた場合は、はにぼんプラザ窓口で『市民活動交流センター利用変更申請書』を記入し、『市民活動交流センター利用許可書兼領収書』を添えて提出してください。

《注意事項》

- ①予約内容の変更や取消により既納使用料の返金が生じる場合は、振込にて返金を行いますので、振込先（金融機関名、口座番号、口座名義人）を『利用変更申請書』に記入してください。
- ②取消の手続きを次に定める日までに行わなかった場合、使用料は返金できません。
 - ・多目的ホール及び展示ホール…利用日の15日前
 - ・多目的ホール及び展示ホールを除く部屋等…利用日の3日前
- ③多くの皆さまに、はにぼんプラザを気持ちよく利用していただくために、利用が確定している日時以外の予約は行わないようご協力をお願いします。

◆団体登録

市内で市民活動及び市民交流を行う法人その他の団体がはにぼんプラザを利用する場合は、団体利用登録をすることができます。

■登録団体ができること

(1)一般利用者よりも1か月早く、予約することができます(登録した利用日時に限る)。

※登録日時を指定しない団体については、他の団体が登録していない日時を予約することができます。

登録団体…利用する日の月の4か月前の初日

一般利用者…利用する日の月の3か月前の初日

(2)団体ロッカー・倉庫を利用することができます。

活動に必要な備品などを保管するためにご利用ください。

▼団体ロッカー・倉庫の種類(利用期間:1年間)

名称	個数	大きさ	利用単位	使用料
団体ロッカー(大)	8	高さ 0.9×横 0.9×奥行 0.41(m)	1月(1区画)	800 円
団体ロッカー(中)	48	高さ 0.9×横 0.44×奥行 0.41(m)		400 円
団体ロッカー(小)	16	高さ 0.44 × 横 0.44 × 奥行 0.41(m)		200 円
倉庫			1月(1㎡)	2,100 円

例:団体ロッカー(大)を12か月利用する場合…800円×12か月=9,600円

▼申請方法

利用を希望する団体は、『市民活動交流センター団体ロッカー・倉庫利用希望申請書』に必要事項を記入し、はにぼんプラザ窓口へ提出してください。

《注意事項》

- ①利用できる団体ロッカーは、原則として1団体1個とします。
- ②原則として団体ロッカーと倉庫を併用して利用することはできません。

(3)はにぼんプラザを通じて、団体の活動情報をPRできます。

▼はにぼんプラザのホームページに団体の情報を掲載し、市内外に向けてPRを行います。

※『市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書』に記載していただいた内容を掲載します。

▼市民活動フリーミーティングスペースに誰もが閲覧できる登録団体紹介ファイルを設置し、来館者へのPRや他団体との情報の共有に活用します。

▼はにぼんプラザ内の掲示板やパンフレットラックを利用して、各団体のイベントPRや仲間の募集などが行えます。

◆施設・附属設備概要と使用料

No.	施設名称	定員(人)	面積 (㎡)	特徴・備品	予約の要・不要	使用料 (1時間あたり)
1	多目的ホール				要	650
2	展示ホール				要	380
3	活動室A				要	140
4	活動室B				要	140
5	活動室C				要	100
6	活動室D				要	140
7	活動室E				要	200
8	活動室F				要	140
9	活動室G				要	140
10	フィットネスルーム				要	220
11	キッチンスタジオ				要	150
12	IT活動室				要	230
13	アトリエ				要	140
14	音楽スタジオA				要	170
15	音楽スタジオB				要	110
16	和室				要	110
17	控室A				要	30
18	控室B				要	30
19	展示スペース				要	無料
20	キッズルーム				不要	無料
21	赤ちゃんの駅				不要	無料
22	個人学習ルーム				不要	無料
23	1～3階交流スペース				不要	無料
24	市民活動フリーミーティングスペース				不要	無料

No.	付属設備名称	備 考	予約の要・不要	使用料 (1時間あたり)
1	多目的ホール 特殊照明設備	舞台用特殊照明一式	必要	1,270
2	多目的ホール 映像設備	プロジェクター、スクリーン等一式	必要	50
3	多目的ホール 音響設備	マイク、スピーカー等一式	必要	430
4	多目的ホール 移動観覧席		必要	310
5	展示ホール 特殊照明設備	展示用特殊照明一式	必要	310

■施設増使用料について(附属設備は除く)

- ・①営利目的で施設を利用する場合は、所定の使用料の2倍となります。
- ・②本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に在住又は通勤、通学している者以外が施設を利用する場合は、所定の使用料の2倍となります。
- ・①②のいずれにも該当する場合は、所定の使用料の4倍となります。

■使用料の減免について

次に該当する場合は、使用料の減額または免除を受けることができます。希望する場合は、『使用料減額・免除申請書』に参考となる資料を添えて提出してください。

- ・①市の機関が利用する場合…全額免除
- ・②市が共催する行事に利用する場合…全額免除

・③小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合…半額免除

・④その他、市長が特に必要があると認めた場合…全額又は半額免除

※②及び③に該当する場合であっても、施設を営利目的で利用する場合は、減額又は免除の対象とはなりません。

◆印刷・コピー機の使用料

区 分		金 額
複写機(白黒)	A3判、A4判、B4判又はB5判	1枚につき〇円
複写機(カラー)	A3判、A4判、B4判又はB5判	1枚につき〇円
印刷機(白黒)	A3判、A4判、B4判又はB5判	製版1枚につき〇円
		印刷1枚につき〇円 (用紙が持込みではない場合は、用紙代として1枚につき〇円を追加徴収)
大判プリンター(単色・多色)	A1判ポスター	普通紙1枚につき〇円
		厚口コート紙1枚につき〇円
	A2判ポスター	普通紙1枚につき〇円
		厚口コート紙1枚につき〇円
	横断幕(幅600mm)	普通紙1mにつき〇円
		厚口コート紙1mにつき〇円

本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例（平成26年本庄市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体の登録等)

第2条 条例第4条に規定する法人その他の団体（以下「団体」という。）が本庄市市民活動交流センター（以下「センター」という。）の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用する場合は、登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする団体は、本庄市市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書（様式第1号。以下「登録等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、登録等申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請の内容について登録するとともに、本庄市市民活動交流センター団体登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を当該団体に交付するものとする。

4 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が登録内容を変更しようとするときは、登録等申請書を市長に提出しなければならない。
(登録カードの取扱い)

第3条 登録団体は、登録カードを他人又は他団体に貸与し、若しくは譲渡し、又は不正に使用してはならない。

2 登録団体は、登録カードを紛失し、又は破損した場合において登録カードの再交付を受けようとするときは、本庄市市民活動交流センター団体登録カード再交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用の手続)

第4条 条例第8条の規定により施設等の利用の許可を受けようとするものは、本庄市市民活動交流センター利用申請書（様式第4号。以下「利用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 利用申請書は、利用する日が属する月の3月前の月の初日から利用当日までに提出しなければならない。ただし、登録団体が利用の申請をするときは、利用する日が属する月の4月前の月の初日から提出することができる。

3 前項の場合において、登録団体は、登録カードを併せて提示するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する始期よりも前に利用の申請をすることができる。

5 市長は、利用申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、本

庄市市民活動交流センター利用許可書兼領収書（様式第5号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（利用の変更）

第5条 施設等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、本庄市市民活動交流センター利用変更申請書（様式第6号。以下「利用変更申請書」という。）に利用許可書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用変更申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、本庄市市民活動交流センター利用変更許可書兼領収書（様式第7号。以下「利用変更許可書兼領収書」という。）を申請者に交付するものとする。

（附属設備の使用料）

第6条 条例第12条に規定する規則に定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第7条 条例第12条の使用料は、利用許可書の交付時に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第13条の規定により、使用料を減額し、又は免除できる場合及びその割合は、次のとおりとする。

（1） 市の機関が利用する場合 100分の100

（2） 市が共催する行事に利用する場合 100分の100

（3） 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合 100分の50

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 100分の100又は100分の50

2 市長は、前項第2号及び第3号に掲げる場合であっても、施設等を営利目的で利用する場合は、使用料の減額又は免除をしない。

3 第1項の規定により使用料を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（使用料の減免手続）

第9条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、本庄市市民活動交流センター使用料減額・免除申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、本庄市市民活動交流センター使用料減額・免除決定通知書（様式第9号）を交

付し、当該申請に係る使用料を減額又は免除するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第14条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとするものは、利用変更申請書に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用変更申請書を受理し、その内容を審査し、相当と認めるときは利用変更許可書兼領収書を交付し、既納の使用料の還付を行うものとする。

3 条例第14条第3号の規則で定める日は、多目的ホール及び展示ホールについては利用日の15日前、多目的ホール及び展示ホールを除く施設等については利用日の3日前とする。

(遵守事項及び指示)

第11条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

(3) 許可を受けずに寄附の募集、物品の販売、広告物の掲示その他これらに類する行為をしないこと。

(4) 許可を受けずに火気を使用しないこと。

2 前項に定めるもののほか、利用者及び入館者は、施設等の利用について職員等の指示に従わなければならない。

(損傷等の届出)

第12条 施設等を損傷し、又は滅失したものは、直ちに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理を条例第17条第1項の規定により指定されたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合は、第2条第2項から第4項まで、第3条第2項、第4条第1項、第4項及び第5項、第5条、第8条第1項第4号及び第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日前になされた第2条から第10条までに規定する手続は、

この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第6条関係）

名称	利用の単位	使用料	備考
多目的ホール 特殊照明設備	1時間	1,270円	舞台用特殊照明一式
多目的ホール 映像設備		50円	プロジェクター、スクリーン等一式
多目的ホール 音響設備		430円	マイク、スピーカー等一式
多目的ホール 移動観覧席		310円	
展示ホール 特殊照明設備		310円	展示用特殊照明一式

備考

利用時間は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。

(表面)

本庄市市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書

No. _____

年 月 日

(あて先)本庄市長 (指定管理者)

申請者 住 所
代表者名

本庄市市民活動交流センターの団体利用 (登録・登録変更) をしたいので、下記のとおり申請します。

記

フリガナ				公開の区別	
団体名				公開	
代表者	住 所	(〒 —)		する・しない	
	フリガナ氏名			する・しない	
連絡先	住 所	(〒 —)		する・しない	
	フリガナ氏名			する・しない	
	電話番号	自宅	—	—	する・しない
		携帯	—	—	する・しない
FAX		—	—	する・しない	
団体の所在地等	住 所	(〒 —)		する・しない	
	電子メールアドレス			する・しない	
	ホームページアドレス			する・しない	
利用希望欄	ホ ー ル	多目的ホール / 展示ホール	付 随 施 設	控室A / 控室B	
	活 動 室	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F ・ G			
	創 作 室	フィットネスルーム / キッチンスタジオ / IT活動室 / アトリエ 音楽スタジオ(A ・ B) / 和室 / 展示スペース			
	そ の 他				
利用日時	1 年間を通して利用 [a 毎週 b 毎月第()週のみ] 2 一定期間利用(月～ 月) 3 その他 () ()曜日 (午前・午後) (午前・午後) :00 ～ :00				

(裏面)

設 立 年 月 日	年 月 日	会 員 数	人 (男 人 / 女 人) 主な会員年代
活 動 の 分 野 (複 数 選 択 可)	01 保健・医療・福祉 / 02 社会教育 / 03 まちづくり / 04 観光の振興 05 農山漁村・中山間地域の振興 / 06 学術・文化・芸術・スポーツの振興 / 07 環境保全 08 災害救援 / 09 地域安全 / 10 人権擁護・平和推進 / 11 国際協力 12 男女共同参画社会の形成促進 / 13 子どもの健全育成 / 14 情報化社会の発展 15 科学技術の振興 / 16 経済活動の活性化 / 17 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援 18 消費者保護 / 19 団体活動援助 / 20 その他 ()		
活 動 の 目 的 ・ 内 容			
団 体 P R (1 2 0 字 以 内)			
主 な 活 動 場 所		活 動 日 時	
会 費	円 (1 か 月 ・ 1 年)		
会 員 の 募 集	1 いつでも受け入れられる 3 現在は募集していない	2 募集期間を設けている () 4 その他 ()	
入 会 条 件			

(注意)

- ・公開に同意しない事項を除いてホームページに掲載します。また、印刷物として外部に公開又は配布します。
- ・登録できる曜日及び時間は、1団体につき1つまでですが、各施設の利用状況によっては、希望により追加も可能です。
- ・この申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに本庄市市民活動交流センターに届け出てください。

様式第2号(第2条、第3条関係)

カード表面

本庄市市民活動交流センター 団体登録カード			
	発 行 有効期限	年 月 日 年 月 日	
登録番号：			
団体名：			
代表者名：			
施設名：			
利用日時：			
	本庄市長 (指定管理者)		印

カード裏面

◎申込みの際は、必ずこのカードを提示してください。

◎このカードを紛失し、若しくは破損したとき又はこのカードの記載事項に変更が生じたときは、直ちに本庄市市民活動交流センターまで申し出てください。

◎このカードの貸与又は譲渡は禁止します。

本 庄 市 市 民 活 動 交 流 セ ン タ ー
電 話 番 号

様式第3号（第3条関係）

本庄市市民活動交流センター団体登録カード再交付申請書

No. _____
年 月 日

（あて先）本庄市長（指定管理者）

登 録 番 号
団 体 名
代 表 者 名
申 請 者 住 所
氏 名

下記の理由により、本庄市市民活動交流センター団体登録カードの再交付を受けたいので、申請します。

記

理 由

本庄市市民活動交流センター利用申請書

No. _____

年 月 日

(あて先)本庄市長 (指定管理者)

本庄市市民活動交流センターを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	団体名				登録番号			
	住所	(〒 -)						
	氏名				電話番号	- -		
利用責任者	住所	(〒 -)						
	氏名				電話番号	- -		
利用目的				販売・入場料等	有・無	利用予定人数	人	
利用施設 附属設備	利用年月日	利用時間		基本使用料 ×時間 (円)	増減 倍率	1日当たり使用 料(円)※10円 未満切捨て	日数	増減後 使用料 (円)
	年 月 日 年 月 日	午前 午後	午前 時～ 午後 時	時間				
	年 月 日 年 月 日	午前 午後	午前 時～ 午後 時	時間				
	年 月 日 年 月 日	午前 午後	午前 時～ 午後 時	時間				
	年 月 日 年 月 日	午前 午後	午前 時～ 午後 時	時間				
	年 月 日 年 月 日	午前 午後	午前 時～ 午後 時	時間				
使用料合計				円				
備考								

(注意) 太線内のみ記入してください。

No. _____

年 月 日

本庄市長
(指定管理者)



本庄市市民活動交流センター利用許可書兼領収書

本庄市市民活動交流センターの利用について、下記のとおり許可します。

記

申請者	団体名				登録番号			
	住所	(〒 -)						
	氏名				電話番号	- -		
利用責任者	住所	(〒 -)						
	氏名				電話番号	- -		
利用目的				販売・入場料等	有・無	利用予定人数	人	
利用施設	利用年月日	利用時間		基本使用料×時間(円)	増減倍率	1日当たり使用料(円)※10円未満切捨て	日数	増減後使用料(円)
	年 月 日～ 年 月 日	午前 時～ 午後 時	時間					
	年 月 日～ 年 月 日	午前 時～ 午後 時	時間					
	年 月 日～ 年 月 日	午前 時～ 午後 時	時間					
	年 月 日～ 年 月 日	午前 時～ 午後 時	時間					
	年 月 日～ 年 月 日	午前 時～ 午後 時	時間					
使用料合計				円				
備考						領収印		

(注意) この利用許可書兼領収書は、利用当日に本庄市市民活動交流センターの受付に提示してください。

(あて先) 本庄市長 (指定管理者)

本庄市市民活動交流センターの利用を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	団体名			登録番号		
	住所	(〒 -)				
	氏名			電話番号	-	-
利用責任者	住所	(〒 -)				
	氏名			電話番号	-	-
変更の理由						
許可番号	No.			許可年月日	年	月 日
※該当事項を○で囲んでください。 変更の内容 1 利用年月日の変更 2 利用時間の変更 3 利用施設等の変更 4 利用の取りやめ 5 その他()						
変更事項	変更前			変更後		
還付先	銀行・信用金庫・信用組合・農協 支店					
	口座番号	普通当座	フリガナ	口座名義人		
使用料	既納使用料	還付金額	不足金額	合計金額		
	円	円	円	円		
備考						

- (注意) ・太線内のみ記入してください。
 ・利用許可書を添付してください。

還付の理由	<input type="checkbox"/> センター管理上の取消し <input type="checkbox"/> 利用者の責めに帰ることができない事由 <input type="checkbox"/> 規則で定める日までの取消し
-------	---

No. _____

年 月 日

本庄市長
(指定管理者)



本庄市市民活動交流センター利用変更許可書兼領収書

本庄市市民活動交流センターの利用の変更について、下記のとおり許可します。

記

申請者	団体名			登録番号		
	住所	(〒 -)				
	氏名			電話番号	- -	
利用責任者	住所	(〒 -)				
	氏名			電話番号	- -	
変更の理由						
許可番号	No. _____			許可年月日	年 月 日	
変更の内容	※該当事項を○で囲んでください。 1 利用年月日の変更 2 利用時間の変更 3 利用施設等の変更 4 利用の取りやめ 5 その他()					
変更事項	変更前			変更後		
還付先	銀行・信用金庫・信用組合・農協 支店					
	口座番号	普通当座	フリガナ	口座名義人		
使用料	既納使用料	還付金額	不足金額	合計金額		
	円	円	円	円		
備考						領収印

決定区分	還付可 ・ 還付不可
還付の理由	<input type="checkbox"/> センター管理上の取消し <input type="checkbox"/> 利用者の責めに帰することができない事由 <input type="checkbox"/> 規則で定める日までの取消し

(注意) この利用変更許可書兼領収書は、利用当日に利用許可書兼領収書と併せて本庄市市民活動交流センターの受付に提示してください。

(あて先)本庄市長 (指定管理者)

本庄市市民活動交流センターの使用料の減額・免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	団体名		登録番号	
	住所	(〒 -)		
	氏名		電話番号	- -
利用者 責任者	住所	(〒 -)		
	氏名		電話番号	- -
利用日時				
利用施設 附属設備				
利用目的				
減額・免除の事由				
減額・免除の割合		100分の50 ・ 100分の100		
減額・免除の金額		円		
備考				
許可番号	No.	許可年月日		

(注意) ・太線内のみ記入してください。

・参考となる資料がある場合には、添付してください。

決定区分	減免可	減免不可
減額・免除事由	<input type="checkbox"/> 100分の100 (市の機関が利用する場合) <input type="checkbox"/> 100分の100 (市が共催する行事に利用する場合) <input type="checkbox"/> 100分の50 (小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合) <input type="checkbox"/> 100分の100又は100分の50 (市長(指定管理者)が特に必要があると認める場合) (具体的理由)	

No. _____

年 月 日

本庄市長
(指定管理者)



本庄市市民活動交流センター使用料減額・免除決定通知書

本庄市市民活動交流センターの使用料の減額・免除が決定したので、下記のとおり通知します。
記

申請者	団体名		登録番号	
	住所	(〒 -)		
	氏名		電話番号	- -
利用者 責任者	住所	(〒 -)		
	氏名		電話番号	- -
利用日時				
利用施設 附属設備				
利用目的				
減額・免除の事由				
減額・免除の割合		100分の50 ・ 100分の100		
減額・免除の金額		円		
備考				
許可番号	No.	許可年月日		

決定区分	減免可 ・ 減免不可
減額・免除事由	<input type="checkbox"/> 100分の100 (市の機関が利用する場合) <input type="checkbox"/> 100分の100 (市が共催する行事に利用する場合) <input type="checkbox"/> 100分の50 (小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合) <input type="checkbox"/> 100分の100又は100分の50 (市長(指定管理者)が特に必要があると認める場合) (具体的理由)